令和８年（フ）第３６２７号
大阪市淀川区十八条１丁目９番15―1507号
債務者　山﨑　裕哉
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
５　免責審尋期日　令和８年10月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

令和８年（フ）第４４６号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡四丁目１７番３－３０４号，前住所埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡一丁目１７番１０号　高山マンション２０９
破産者　　新田　真由美
１　主文　令和８年７月８日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中，破産者の住所が「埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡一丁目１７番１０号　高山マンション２０９」とあるのを，「埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡四丁目１７番３－３０４号，前住所埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡一丁目１７番１０号　高山マンション２０９」と更正する。
２　決定年月日　令和８年８月４日
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続終結

令和７年（フ）第８７５号
福岡県中間市大字垣生1500番地
破産者　株式会社Ｔ．Ｍ．Ｕ物流
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第９５号
福岡県中間市通谷六丁目26番10号
破産者　株式会社共栄
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（フ）第３０１０号
愛知県愛西市内佐屋町郷141番地２、従前の住所名古屋市熱田区二番２丁目１番35号　プレサンスロジェ熱田六番町1502号
破産者　ブレインパートナーこと　伊藤　眞人
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第４４１号
東京都中央区新富１丁目15―８　カバナプラス新富町1003号、住民票上の住所広島市中区上幟町９番３―1501号
破産者　中本　義範
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

令和４年（フ）第５２号
東京都あきる野市秋留１丁目７番地３リホリホマンション102号
破産者　作山　貴樹
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第２４４号
三重県桑名市春日町19番地
破産者　株式会社アズマ
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和６年（フ）第７３０号
北九州市小倉南区蒲生一丁目８番32号
破産者　株式会社キタニ
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第２９０号
福岡市南区大橋二丁目５番18号
破産者　株式会社ウラヤ
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１９２３号
福岡市南区横手南町20番地24
破産者　株式会社ＣＲＯＳＳＦＡＣＥ
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２２０７号
福岡市早良区野芥二丁目28番７号
破産者　株式会社高松工務店
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

令和４年（フ）第１９９８号
北海道北広島市大曲工業団地８丁目３番地２
破産者　株式会社うのや藤井
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第７９９号
栃木県宇都宮市鶴田町3239―10、住民票上の住所新潟県新潟市秋葉区中野５丁目３番53号
破産者　石野　洋一
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第５３３号
静岡県焼津市田尻北375番地の２
破産者　株式会社かずみや商店
１　決定年月日　令和８年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第７２７号
福岡市西区今宿西１丁目32番14―205号　パルフェット
破産者　内山　　衛
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１３３８号
福岡市城南区七隈４丁目18番33―201号　レジデンス七隈
破産者　山口　元子
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部